

## 森町中小企業等創業・事業承継支援事業補助金の実施要領

### 1 目的

新型コロナウイルス感染拡大により地域経済が大きく影響を受ける中、アフターコロナ・ウイズコロナを見据え、森町の活気あふれる産業のまちづくりに向け、以下の者が「新規出店」、「店舗改修」、「集客力向上」、「後継者支援」等を図り経営基盤を強化するための事業活動に対し必要な経費の一部を支援します。

- (1) 新たな活力を生み出す一役を担う創業を目指す方
- (2) 商工業者で活力を持続させるために事業承継に取り組む方

### 2 補助対象者

#### (1) 創業を目指す方等

森町内において創業を目指す方で、開業地が森町内で、かつ開業届けが提出済もしくは事業完了日までに開業届けの提出を行う者。許認可関係も同様。

また、既創業者は開業の日から5年を経過していない※場合を含む。

※2017年7月1日以降に開業し、決算を1回以上行っている者。

#### (2) 事業承継に取り組む方

森町内に事業所、店舗等を有する中小企業、小規模企業者（個人事業者含む）で事業所得を有する者。

※中小企業基本法に規定する以下の者。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資金の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※ なお、中小企業等協同組合法に規定する者のほか、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合又は有限責任事業組合（LLP）は、対象外。

### 3 補助対象事業

ウイズコロナ、アフターコロナを見据え、森町の活気あふれる産業のまちづくりを推進するため、経営基盤を強化するための事業で以下の全ての条件を満たすこと。

#### (1) 条件

##### ①共通

ア	新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施していること。
イ	町税等に滞納がないこと。
ウ	補助金交付決定後に事業を行うこと。
エ	商工会の会員になること。(既に参加の場合は除く)
オ	今後も事業を継続する事業者であること。
カ	他の補助金の交付を受ける経費は補助対象外。
キ	代表者や住所等が同じ等であるダブル申請は対象外。

##### ②創業を目指す方等

ア	新規創業者は、開業地が森町内で、かつ開業届けが提出済みもしくは事業完了日までに開業届けの提出を行う者(許認可関係も同様)。 既創業者は開業の日から5年を経過していない者。
イ	森町創業支援等事業計画※1に基づく特定創業支援等事業を修了し、森町から「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付を受けた者であること。尚、既に森町から「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付を受けた者は、新たに特定創業支援等事業を受講する必要はない。

##### ③事業承継に取り組む方

ア	「事業承継計画書」(静岡県書式版)※2を策定し、事業承継コーディネーターの確認を必要とする。尚、既に事業承継計画書の策定を完了し、事業承継コーディネーターの確認を受けている者は、新たに策定する必要はない。
---	--

#### ※1 「特定創業支援等事業」

「特定創業支援等事業」とは、これから創業する方や創業間もない方に対する継続的な支援で、かつ「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識が全て身につく、セミナーや創業塾、個別相談をいう。

この「特定創業支援等事業」による支援を、1か月以上かつ4回以上に亘って必要な知識を習得した方は、森町から「特定創業支援等事業を受けたことの証明書」の交付を受けることで会社設立時の登録免許税の軽減措置などの支援制度に利用できる。

#### ※2 「事業承継計画書」

経営者の高齢化が進展している状況下において、事業承継は個々の企業のみならず、それまで培ってきた技術やノウハウ、経営資源を継承していく必要がある。

そのため、各商工団体が支援窓口となり対応を講じているとともに「事業承継計画書(静岡県書式版)」の作成を勧めている。事業承継計画書を作成することにより、経営者と後継者や親族などの認識のすり合わせができ、外部関係者の理解が得やすくなるなどのメリットがある。

## (2) 補助対象事業（取り組み例）

- ・創業に伴うパンフレットの作成や看板の設置、HPの制作に係る経費。
- ・創業に伴う店舗等の改修に伴う経費。
- ・事業承継に取り組むため生産能力を高めるための機械導入
- ・事業承継に向け顧客管理、在庫管理等ソフト代のほかDX化（クラウド化）に係る経費。
- ・事業承継に向け包装資材等のリニューアルに係る経費。
- ・事業承継に向け後継者の教育に係る経費など。

## 4 補助対象経費

### (1) 補助対象経費

別表に定める経費であって、「店舗改修」、「後継者支援」、「集客力向上」等を図り経営基盤を強化するために取り組むための費用。

但し、交付決定後の費目等の変更は認めない。

### (2) 補助対象外の経費

別表に定める経費に基づかない経費（例：人件費、保険料、車両の購入等）は補助対象外とする。また、他の補助金の交付を受ける経費は補助対象外とする。なお、個別具体的に判断する場合がある。

## 5 事業実施期間

事業実施期間は、交付決定日から令和5年1月31日（火）までの間とする。

## 6 補助金の額

補助率	補助金上限額
補助対象経費の3分の2以内 (千円未満切り捨て)	30万円（10万円以上）

※補助金の交付は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

(例) 補助対象経費（税抜き）	補助金
450,000円以上	300,000円（上限）
150,000円	100,000円（下限）

## 7 申請内容の変更等

採択を受けた後に申請した事業内容の変更及び取り止め、中止等は原則認めない。

## 8 補助金額の確定

補助金の額は、実績報告書に基づき補助対象経費の実支出の3分の2で算出した額とする。その場合、(仮称)森町中小企業等活性化事業費補助金交付決定通知書に記載された補助金額を超えた場合でも増額は認めず、また、下回った場合はその確定した額とする。

## 9. 申請の流れ

交付申請⇒一括審査⇒交付決定⇒事業実施⇒報告書類提出⇒交付確定⇒振込

## 10 審査の結果及び交付決定の通知

申請受付期間の間に提出された交付申請につき、森町商工会にて審査を行う。審査の結果については、その決定に関し、申請者宛に通知するとともに別途交付決定通知書を交付する。但し、再発行はしない。また、審査の過程や内容等については公表しない。

## 11 申請手続きの方法

- (1) 申請受付期間 令和4年5月27日(金)～令和4年6月30日(木)まで
- (2) 提出方法 原則、商工会窓口を持参。
- (3) 申請に必要な書類

	創業を目指す方等	事業承継に取り組む方
交付申請書(様式1)	○	○
事業計画書(様式2)	○	○
収支予算書(様式3)	○	○
補助事業で予定する経費の見積書	○	○
営業(事業)の実態が確認できる書類	○ ※既創業者のみ	○
創業の実態が確認できる書類	○ ※既創業者のみ	—
事業承継診断シート	—	○
後継者候補の 実在確認書類	—	○
申請者本人確認書類 (免許証等)	○	○
誓約書	○	○

## 12 事業完了後の報告に関する手続き

- (1) 報告書提出期間  
全ての事業が完了した場合は、速やかに以下に記す書類を提出する。  
なお、最終提出日は、令和5年2月10日(金)とする。

- (2) 提出方法  
原則、商工会窓口を持参。

(3) 報告に必要な書類

	創業を目指す方等	事業承継に取り組む方
実績報告書（様式 4）	○	○
完了報告書（様式 5）	○	○
収支決算書（様式 6）	○	○
請求書（様式 7）	○	○
振込先口座の分かる 通帳等の写し ※申請者と同一	○	○
補助事業で支出した 経費の領収書又は振 込明細書（写し）	○	○
実施した事業の内容 が分かる書類 ※購入物の写真等	○	○
開業届け（法人設立 届け含む）の写し	○ ※新規開業者のみ	—
特定創業支援等事業 受講証明書の写し	○	—
創業計画書の写し	○	—
事業承継計画書の 写し	—	○
森町商工会加入 申込書（原本）	○ ※未加入者のみ	○ ※未加入者のみ

(注意事項)

事業を実施した（支払いした）際の領収書の写しもしくは振込明細書等は、必ず必要になりますので、大切に保管してください。

但し、クレジット払いの場合は、決済月に留意いただくとともにその決済が分かる明細等の提出が必要（ネットでDLした領収書は不可）。

※領収書等の写し（支払った金額が確認できるもの）がない場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。

13 書類の提出先

〒437-0215

静岡県周智郡森町森 20-9 森町商工会

14 その他

(1) 補助事業採択者は、商工会ホームページで公表させていただきますので、ご了承ください。

(2) 申請は、1事業者（1事業主）1回限りです。

## 補助対象経費

補助対象経費	対象となる経費	対象とならないもの
機械装置等費	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産能力UPや利益改善、コストダウンあるいは新商品開発、新サービス等を図るための機械装置、工具、器具、備品の調達費用</li> <li>顧客管理、在庫管理等ソフト代</li> <li>DX化（クラウド化）への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる買換えは不可</li> <li>電話（固定、携帯）、FAX、プリンター（但し、3Dプリンターは除く）、印刷機等</li> <li>エアコン（空気清浄機付含む）、換気扇等</li> <li>農機具用機械、備品類</li> <li>単なるパソコン及び周辺機器の買換えや増設</li> <li>会計や労務管理等間接業務を補完するソフト</li> </ul>
広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>パンフレット、チラシ等作成費</li> <li>ダイレクトメールの郵送料、メール便、折込み費用等</li> <li>ネット広告費用</li> <li>看板制作費</li> <li>HPやSNS制作費</li> <li>ロゴの作成費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名刺の作成</li> <li>切手、ハガキの購入費</li> <li>ドメイン取得費</li> <li>ネット回線費用</li> <li>事業期間外の費用</li> </ul>
賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業遂行に必要な車両のレンタル料又はリース料として支払われる経費や会場使用料（賃貸借契約書等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃、地代等賃料</li> <li>事業期間内に係る経費のみ</li> </ul>
開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新商品、新サービス、新技術開発の試作や包装パッケージの試作品やサンプル品の製作等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売のための原材料や商品の仕入れとみなされるもの</li> </ul>
外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>店舗、工場の開設に伴う改修工事</li> <li>既存店舗、工場等の改修工事（住居兼店舗、事務所については、店舗、事務所専有部分に係るもののみ。）</li> <li>DX化（クラウド化）への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら実行することが困難な業務に限る</li> </ul>
委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら実施することが困難な業務に限る</li> </ul>
教育研修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業承継に係る後継者の教育等に必要研修費（OJT、OFF-JT）あるいは事業遂行上必要不可欠な資格取得に要する経費（例：受講料、教材費、講師謝金等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者以外の経費</li> <li>人件費</li> <li>許認可に係る経費。</li> <li>交通費、宿泊費、食事代等。</li> <li>教育訓練給付金の助成を受ける場合、給付金を控除した経費が対象。</li> <li>事業期間内に係る経費のみ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の他、SDGsへの取組みなど森町商工会長が特に必要と認める経費</li> </ul>	

※ 上記以外の経費対象の可否については個別具体的に判断させていただきます。